

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第87号

高齢者の消費者トラブル、周囲の見守りが鍵！

消費生活センターには、高齢者の消費者トラブルに関する相談が多く寄せられています。特に認知症の高齢者は悪質業者から狙われやすく、被害額も高額になることがあります。

【県内事例①】

警察から連絡があり、認知症の母がスーパーのキャッシュコーナーで男性とお金を引き出していたことが分かった。母は何も覚えていないようだったので部屋を探してみると、訪問販売の契約書が3枚見つかり、竹炭パットなど合計約120万円の契約をしていた。

(契約当事者：80代女性)

【県内事例②】

一人暮らしをしている母の家に、数年前からリフォーム業者が頻繁に出入りし、いろいろな工事を契約していた。母が決めたことだからと口をささずにいたが、そうしているうちに母が認知症と診断された。そこで「母は認知症で勧められると断れない。今後の契約は私を通してほしい」と業者に連絡した。しかし、後日担当のケアマネージャーから「トイレがリフォームされている」と連絡があり、請求書などを確認するとメーカーの定価よりはるかに高額だった。

(契約当事者：80代女性)

アドバイス

1. 高齢者をトラブルから守るためには、周囲の見守りが重要です。日ごろから次のような点に気をつけておきましょう。
 - 不審な契約書などの書面や、宅配業者の不在通知などはないか。
 - 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がないか。
 - 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
 - 不審な業者が出入りしている形跡はないか。
 - 不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか。
 - お金に困っている様子はないか。
 - 預金通帳などに不審な出金の記録はないか。
2. 電話勧誘販売など、電話が原因でトラブルになることがあります。事前にアナウンスをしたうえで自動的に通話を録音する「通話録音装置」を利用して、被害を未然に防ぎましょう。
3. 高齢者が認知症の場合、成年後見制度の利用も検討しましょう。
4. 少しでも不審に思った場合は、消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013